

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市緑の保全及び育成条例(昭和62年浜松市条例第14号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(平20規則102・全改)

(市民の森の指定基準)

第2条 条例第7条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域内にあり、かつ、面積が1万平方メートル以上の一団の樹林地内にあること。
- (2) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域内にあり、かつ、面積が1万5,000平方メートル以上の一団の樹林地内にあること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、緑豊かな環境の形成に特に重要な役割を果たしていると認められること。

(平20規則102・旧第10条繰上・一部改正)

(指定に対する同意)

第3条 条例第7条第2項に規定する同意は、市民の森指定同意書(第1号様式)により得るものとする。

(平20規則102・追加)

(行為の届出)

第4条 条例第8条第1項の規定による届出は、市民の森現状変更行為届出書(第2号様式)に、施行方法書(第3号様式)及び別表に掲げる当該行為の区分に応じた図書を添えて行わなければならない。

(平20規則102・追加)

(届出を要しない行為)

第5条 条例第8条第2項第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 仮設の工作物(建築物を除く。次号において同じ。)の新築、増築又は改築
- (2) 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築又は改築
- (3) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第1項に規定する森林病虫害等を防除するために必要な木竹の伐採
 - エ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(平20規則102・追加)

第6条 条例第8条第2項第3号の規則で定める行為は、都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設を管理することとなる者が当該都市計画施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

(平20規則102・追加)

(規則で定める行政上の手続)

第7条 条例第8条第3項の規則で定める行政上の手続は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請
- (2) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定による許可の申請

(平20規則102・追加)

(所有者等の変更の届出)

第8条 条例第11条の規定による届出は、市民の森所有者等変更届出書(第4号様式)により行わなければならない。

(平20規則102・追加)

(保存樹等の指定に対する同意)

第9条 条例第14条第1項に規定する同意は、保存樹等指定同意書(第5号様式)により得るものとする。

(平20規則102・追加)

(現状変更行為の届出)

第10条 条例第15条の規定による届出は、保存樹等現状変更行為届出書(第6号様式)に次に掲げる図書を添えて行うものとし、その提出部数は、正副2部とする。

- (1) 当該行為の施行方法を明らかにする図面
- (2) 当該保存樹等の位置及び周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
- (3) 当該保存樹等及び当該行為をしようとする箇所の写真
- (4) 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

(平20規則102・追加)

(指定の解除の申請)

第11条 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号。以下「法」という。)

第3条第3項の規定による申請は、保存樹等指定解除申請書(第7号様式)により行わなければならない。

(平20規則102・全改)

(標識)

第12条 法第4条に規定する標識は、第8号様式又は第9号様式とする。

(平20規則102・全改)

(所有者の変更の届出)

第13条 法第6条第1項の規定による届出は、保存樹等所有者変更届出書(第10号様式)により行わなければならない。

(平20規則102・全改)

(滅失等の届出)

第14条 法第6条第2項の規定による届出は、保存樹等滅失・枯死届出書(第11号様式)に滅失又は枯死の状態が分かる書類を添えて行わなければならない。

(平20規則102・全改)

(細目)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平20規則102・全改)

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日浜松市規則第21号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月24日浜松市規則第53号)

1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成19年3月30日浜松市規則第83号抄)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日浜松市規則第57号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月11日浜松市規則第102号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第4条 条例附則第5条第1項の場合において、第2条の規定による改正前の浜松市都市景観条例施行規則(以下「旧都市景観規則」をいう。)第2条から第5条までの規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後においても、なおその効力を有する。

2 条例附則第5条第4項の場合において、旧都市景観規則第13条から第16条までの規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

3 前条の規定による廃止前の浜松市都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行細則の規定により設置された標識は、第2条の規定による改正後の浜松市緑の保全及び育成条例施行規則第12条の規定により設置された標識とみなす。

附 則(平成30年3月23日浜松市規則第19号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日浜松市規則第17号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

別表(第11条関係)

(平20規則102・全改・旧別表第4・一部改正)

行為の区分	図書の種類	摘要
条例第8条第1項第1号の行為	案内図	原則として縮尺2,500分の1以上の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川及び縮尺を記載すること。
	配置図	縮尺50分の1から300分の1までとする。 方位、地名、地番、敷地境界線、敷地内工作物並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を記載すること。
	立面図	2面以上とし、外観意匠色彩を記載すること。

	現況写真	行為地及びその周辺を撮影すること。 行為地を朱線で図示すること。
<u>条例第8条第1項第2号</u> の行為(土石の採取を 除く。)	案内図	原則として縮尺2,500分の1以上の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川及び縮尺を記載すること。
	現況図	原則として縮尺200分の1から800分の1までとする。 方位、行為地の境界線及び断面図の位置を記載すること。
	縦・横断面図	現況及び計画(出来上がり予定)を対比できるようにすること。
	出来上がり予定図(計画図)	縮尺は、現況図と同一とすること。 方位及び行為地の境界線を図示すること。 宅地の造成の場合にあっては、区画割を図示すること。
	現況写真	行為地及びその周辺を撮影すること。 行為地を朱線で図示すること。
<u>条例第8条第1項第2号</u> の行為(土石の採取に 限る。)又は <u>同項第4号</u> の行為	案内図	原則として縮尺2,500分の1以上の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川及び縮尺を記載すること。
	現況図	原則として縮尺200分の1から800分の1までとする。 方位、行為地の境界線及び断面図の位置を記載すること。
	縦・横断面図	現況及び計画(出来上がり予定)を対比できるようにすること。
	出来上がり予定図(計画図)	縮尺は、現況図と同一とすること。 方位及び行為地の境界線を図示すること。
	現況写真	行為地及びその周辺を撮影すること。 行為地を朱線で図示すること。
<u>条例第8条第1項第3号</u> の行為	案内図	原則として縮尺2,500分の1以上の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川及び縮尺を記載すること。
	現況図	原則として縮尺50分の1から300分の1までとする。 方位、行為地の境界線及び伐採する木竹の位置を記載すること。
	現況写真	行為地及びその周辺を撮影すること。 行為地を朱線で図示すること。

第1号様式(第3条関係)

(平20規則102・全改、令3規則17・一部改正)

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)
所有者等 氏名(名称及び代表者氏名)
(署名又は記名押印をしてください。)
電話番号

市民の森指定同意書

私が権利を有する次の土地について、浜松市緑の保全及び育成条例第7条第1項の規定により市民の森として指定することに同意します。

記

土地の所在	
地目	
地積(㎡)	㎡ ²
権利の種類	
備考	

第2号様式(第4条関係)

(平20規則102・全改、令3規則17・一部改正)

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

届出者

(署名又は記名押印をしてください。)

電話番号

市民の森現状変更行為届出書

市民の森の区域において次の行為をしようとするので、浜松市緑の保全及び育成条例第8条第1項の規定により届け出ます。

記

指定番号及び指定年月日		浜松市市民の森 第 号 年 月 日
行為の種類		
場所		
設計者	住所(所在地)	電話番号
	氏名(名称及び代表者氏名)	
工事施工者	住所(所在地)	電話番号
	氏名(名称及び代表者氏名)	
着手予定日		年 月 日
完了予定日		年 月 日

第3号様式(第4条関係)

(平20規則102・全改、平30規則19・一部改正)

第3号様式(第4条関係)

施行方法書

建築物の新築等	建築面積	m ²		構造		
	延べ面積	m ²		階数		地上 地下 階 階
	最高の高さ	m		色彩	屋根	
	建蔽率	%			外壁	
	容積率	%			窓枠	
工作物の新築等	種類			規模	高さ	m
	構造				延長	m
	仕上材				幅	m
	色彩				面積	m ²
宅地の造成等	行為面積	m ²				
	行為の内容及び行為後の処理方法					
	のり 生じる法面の最高 の高さ					
	行為後の利用計画					
土石の採取	採取の理由					
	採取物の数量	m ³				
	跡地の処理方法					
木竹の伐採	伐採の理由					
	伐採の数量	高木(樹高4m以上)		本		
		中木(樹高1m以上4m未満)		本		
		低木(樹高1m未満)		本		
水面の埋立て	埋立ての理由					
	埋立て面積	m ²				
	行為後の処理方法					
備考						

第4号様式(第8条関係)

(平20規則102・全改、令3規則17・一部改正)

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)
届出者 (署名又は記名押印をしてください。)
電話番号

市民の森所有者等変更届出書

市民の森の土地の所有者等を変更したので、浜松市緑の保全及び育成条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

指定番号及び指定年月日		浜松市市民の森 第 号 年 月 日
旧所有者	住所(所在地)	電話番号
	氏名(名称及び代表者氏名)	
変更年月日		年 月 日
備考		

第5号様式(第9条関係)

(平20規則102・全改、令3規則17・一部改正)

第5号様式(第9条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)
所有者 (署名又は記名押印をしてください。)
電話番号

保存樹等指定同意書

私が所有する次の樹木について、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により保存樹・保存樹林として指定することに同意します。

記

所在地		
樹木の形状	樹種	
	1.5メートルの高さにおける幹の周囲	m
	高さ	m
	はん登攀性の場合は、枝葉の面積	m ²
樹林の形状	主要な樹種	
	土地の面積	m ²
	生け垣をなす場合は、その長さ	m

第6号様式(第10条関係)

(平20規則102・全改、令3規則17・一部改正)

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)
届出者 (署名又は記名押印をしてください。)
電話番号

保存樹等現状変更行為届出書

保存樹・保存樹林について次の行為をしようとするので、浜松市緑の保全及び育成条例
第15条の規定により届け出ます。

記

指定番号及び指定年月日	浜松市保存樹 第 号 年 月 日 浜松市保存樹林 第 号 年 月 日		
行為の種類			
場所			
施行方法	施 工 者	住所(所在地)	電話番号
		氏名(名称及び 代表者氏名)	
	行 為 の 概 要		
変更理由			
着手予定日	年 月 日		
完了予定日	年 月 日		

第7号様式(第11条関係)

(平20規則102・全改、令3規則17・一部改正)

第7号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)
申請者 (署名又は記名押印をしてください。)
電話番号

保存樹等指定解除申請書

保存樹・保存樹林の指定の解除を受けたいので、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第3条第3項の規定により、次のとおり申請します。

記

指定番号及び指定年月日	浜松市保存樹 第 号 年 月 日 浜松市保存樹林 第 号 年 月 日
申請理由	

第8号様式(第12条関係)

浜松市保存樹			
指定番号	浜松市保存樹	第	号
指定年月日	年	月	日
保存樹の樹種			
(指定の理由となった樹木の特徴等を記載する。)			

注 大きさは、縦30センチメートル以上・横40センチメートル以上とする。

第9号様式(第12条関係)

(平20規則102・全改)

第9号様式(第12条関係)

浜松市保存樹林	
指定番号	浜松市保存樹林 第 号
指定年月日	年 月 日
保存樹林の主要な樹種	
(指定の理由となった樹林の特徴等を記載する。)	

注 大きさは、縦30センチメートル以上・横40センチメートル以上とする。

第10号様式(第13条関係)

(平20規則102・全改、令3規則17・一部改正)

第10号様式(第13条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)
届出者 (署名又は記名押印をしてください。)
電話番号

保存樹等所有者変更届出書

保存樹・保存樹林の所有者を変更したので、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

指定番号及び指定年月日		浜松市保存樹 第 号 年 月 日 浜松市保存樹林 第 号 年 月 日
旧所有者	住所(所在地)	電話番号
	氏名(名称及び代表者氏名)	
変更年月日		年 月 日
備考		

第11号様式(第14条関係)

(平20規則102・全改、令3規則17・一部改正)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

届出者(署名又は記名押印をしてください。)

電話番号

保存樹等滅失・枯死届出書

保存樹・保存樹林が滅失・枯死をしたので、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

指定番号及び指定年月日	浜松市保存樹 第 号 年 月 日 浜松市保存樹林 第 号 年 月 日
滅失・枯死の年月日	
滅失・枯死の原因及び現状	
備考	